

入 札 説 明 書

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官

この度、下記により総合評価落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 【第1号物件:乗用自動車(661cc以上1,500cc以下ステーションワゴン又はSUVタイプ4WD) 44台
第2号物件:乗用自動車(661cc以上2,000cc以下ステーションワゴン又はSUVタイプ4WD) 34台
第3号物件:乗用自動車(661cc以上2,500cc以下ステーションワゴン又はSUVタイプ4WD) 27台
第4号物件:乗用自動車(2,000cc以上2,700cc以下ワゴンタイプ4WD) 1台】
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和8年3月19日(木曜日)
- (4) 納 入 場 所 別途支出負担行為担当官が指定する場所。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、上記1(1)第1号物件、第2号物件及び第3号物件については、「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」又は「B」の等級、第4号物件については、「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 当該物品を納入後、保守、点検及び修理等保証の範囲内のアフターサービスを納入先の森林管理局又は森林管理署等の求めに応じて速やかに提供できると認められるものであること。
- (5) 下記6の提出書類の提出期限の日から、下記8の開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、本事業を実施すること等について業務分担及び実施体

制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本事業に係る競争入札の参加及び事業の契約手続を行うものとする。

また、構成員は上記（１）から（５）の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記６に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。

②規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

３ 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

４ 入札方法及び提案書の提出方法

（１）入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。調達製品（新車（新古車、中古車除く。））の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費（自賠責保険料、自動車重量税、車両リサイクル料金は除く。）を含め入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）証明書等の提出

入札者は、入札説明書に記載された特質を有する物品を納品することができることが可能であると認められる証明書類（納品証明書）及び提案に係る性能・機能等に関する書類（機能証明書）を、下記６に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

（３）提出書類の作成に係る負担は、入札者の負担とする。

５ 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

（１）場 所 林野庁国有林野部業務課技術開発・普及班（北別館 8 階 ドア No. 北 814）（電話 03-3591-0884）

（２）日 時 令和 7 年 7 月 2 日～令和 7 年 8 月 25 日（ただし、行政機関の休日を除く。）

午前 10 時～午後 5 時

（入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>)のほか上記交付場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、５（１）まで電話で問い合わせること。）

- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書、委任状、入札心得、暴力団排除に関する誓約事項、契約書（案）のほか、以下の書類を含む。

ア 納品証明書
イ 機能証明書
ウ 自動車の性能に関する審査要領
エ 仕様書

- (4) 入札説明会 実施しない。

6 入札書及び証明書等の提出場所及び提出期限

入札書及び証明書等は以下の日時までに提出するが、開札は証明書等の審査を終了した下記8の場所及び日時に行う。

- (1) 提出場所 (紙入札による場合) 林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第1係(本館7階 ドアNo. 本759)

(入札書は支出負担行為第1係に設置してある入札箱に投函すること。)

(電子入札による場合) 電子調達システムにより提出する。

- (2) 提出期限 令和7年8月25日(月曜日)午後2時

(ただし、郵送(一般書留又は簡易書留に限る。))による入札書の受領期限については、令和7年8月22日(金曜日)午後5時とする。)

7 証明書等の審査

提出された書類及び機能証明書を支出負担行為担当官が審査し、要求要件及び仕様を満たした者に限り、入札の対象者とする。また、当該書類等に関し、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時を実施するが、開札後、価格点の計算及び環境性能点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7の審査で不合格となった者の入札書は、開札しない。

- (1) 場所 林野庁入札室(本館7階 ドアNo. 本766)

- (2) 日時 令和7年8月26日 上記1の(1)の 第1号物件 午後1時
同第2号物件 午後2時 同第3号物件 午後3時 同第4号物件 午後4時

9 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、

入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 入札保証金及び契約保証金 免除する。

12 契約書作成の要否 要

13 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

14 入札における留意点

入札書を提出する際には、上記 2 の（3）に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第 1 係（本館 7 階 ドア No. 本 759）へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。

15 その他

（1）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札者に要求される事項

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（3）その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）を御覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入札心得

（総則）

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(落札者の決定)

第7条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札)

第8条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立)

第10条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第11条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(代 理 人 氏 名)
(復 代 理 人 氏 名)

〒

ただし、「令和7年度乗用自動車の中央調達 第○号物件」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3. 金額の訂正はしないこと。
4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. 括弧内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
7. 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁
長官の発注する「令和7年度乗用自動車の中央調達 第〇号物件」に関し、下記の権限
を委任します。

記

- ・入札及び見積に関する一切の権限
- ・（復）代理人の選定に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
代 理 人 所 属 先 住 所
代 理 人 所 属 先 ・ 役 職
代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

- （注） 1．用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
2．復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

納品証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

林 野 庁 長 官 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴庁発注の入札案件第 号物件について、要求仕様を満たしていることを証明します。尚、参考までにカタログ等を添付します。

記

1. 車名・形式等

- (1) 車名
- (2) 年式
- (3) 型式
- (4) 排気量
- (5) 駆動方式
- (6) 使用燃料
- (7) その他

2. 付属品等

3. アフターサービスの対応について

機能証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林野庁長官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。
下記証明事項以外その他装備事項等の詳細については、カタログ等で証明します。

		納入しようとする自動車の性能等
①	車名	
②	型式	
③	車両重量 (kg)	
④	乗車定員 (人)	
⑤	総排気量 (cc)	
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる値)	
	(WLTC モードによる値)	
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 30 年基準排出ガス 25%低減レベル以上に適合していること。	

注) 「納入しようとする自動車の性能等」欄に、「現行の性能 (数値) と同等以上」と記入する場合は、本書の代表者または代理人が、現行と同等以上の性能であることを確約する任意の書類を添付することにより入札に参加できる。

ただし、性能確定後に速やかに根拠となる資料を提出すること。また、確定後の性能が現行以上ではなかった場合は、当該応札を遡って取り消すことがある。

***** 以下 担当係記入欄 *****

燃費目標値 燃費基準値

改善割合 = () ÷ () - 1 = A () 小数点以下第 2 位四捨五入

加算点の満点 = 50 点 × A () = () ÷ B () 5 点刻み切上 50 点上限

環境性能に係る得点

= 100 + B () ×
$$\frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

= 小数点以下第 2 位四捨五入

- 燃費目標値：対象物件ごとに入札参加希望者より提出された機能証明書のうち、上記⑥に記載された値が最高の数値を燃費目標値とする。
- 燃費基準値：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく車両重量ごとの燃費基準値を参照。
- グリーン購入法に基づく車両重量ごとの燃費基準値に達しない車種の場合は、調達仕様を満足する自動車のうち、物件毎にもっとも燃費値の低いものを燃費基準値として設定するものとする。

自動車の性能に関する審査要領

1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

2 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に係る得点÷入札価格に係る得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に係る得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法に基づく基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納入しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \square \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \blacktriangle}{\triangle - \blacktriangle} \quad (\text{小数点以下四捨五入})$$

- ③ ①の「入札価格に係る得点」は入札価格を100万円で除して得た値とする。
- ④ 機能証明書の「納入しようとする自動車の性能等」欄の数値が、当該車両の一部改変等の予定により現行の性能の数値と同等以上となる場合において、現行の数値（〇〇）を基に「〇〇以上」と記載されている場合は、機能証明書の代表者または代理人による現行以上の性能を確約する任意の書類が添付されていること。なお、その場合の「環境性能（燃費値）に係る得点」の算定は現行の数値を用いて行う。

3 自動車の燃費値の算定方法

JC08 モード又はWLTC モードのいずれかによる燃費値を使用するものとする。

4 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月、以下「基本方針」という。）」の基準を満たさない自動車の評価について

自動車の調達に当たっては、基本方針に規定された基準を満たすものを基本とするが、各仕様書に定めた規格等に適合する対象がない場合（予定価格の範囲内ではない場合も含む）については、基準を満たさない自動車も調達の対象として評価するものとする。

(案)

物 品 売 買 契 約 書

買受人 支出負担行為担当官 林野庁長官 小坂 善太郎（以下「甲」という。）（登録番号〇〇〇）と売渡人 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により乗用自動車の売買契約を締結したのでその証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（主要事項）

第 1 条 この契約の主要事項は、次のとおりとする。

(1) 乙の仕事内容

乙は、売買契約物件（以下「物件」という。）を甲又は甲の命じた職員の指示により、納入期限内に、これを納入場所に納入するものとする。

(2) 契約金額

金〇〇〇〇〇〇円也

（うち、消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）

(3) 物品名、型番、数量、単価

別紙のとおり（注：仕様書及び納入先一覧表を別紙とする）

(4) 納入場所

別紙のとおり（注：仕様書及び納入先一覧表を別紙とする）

(5) 納入期限 令和 8 年 3 月 19 日

(6) 売買契約代金の支払場所 林野庁

(7) 契約保証金 免除する。

(債権譲渡の禁止)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支弁による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(甲の指示)

第3条 乙は、この契約の履行について、売買契約上必要な慣行に属する事項又はこの契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(物件の納入検査)

第4条 乙は、物件を納入場所に納入するときは、必ず納品書その他の給付の内容及び数量を表示した書面を添えることとし、直ちに甲に通知して品質、規格、形状、数量等について、仕様書及び設計書、その他関係書類に基づき、甲の検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査は、甲又は納入先森林管理署長等が乙より物件の納入の通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、行うものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、甲の

検査の結果に対し、異議を申し立てることはできないものとする。

3 検査に合格した時をもって、乙から甲に物件の引渡しが完了し所有権が移転したものとする。この場合、物件納入の性質上、必要な容器外包は特別の定めのない限り甲の所得とする。

4 乙は、第1項の検査の結果不合格のものがあつたときは、甲の指示により代品と引替え又は補修の上、納入しなければならない。この場合の検査等の取り扱いは、前3項の規定を準用する。

5 前項の場合において、納入期限を経過して納入したときは、経過した日数は履行遅滞日数として取り扱うものとする。

(検査の遅延)

第5条 甲がその責に帰する理由により前条第2項に規定する期限までに検査を行わないときは、その期限の翌日から検査を行った日までの日数は、第10条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期限の日数を超えるときは、支払期間は、当該遅延日数が支払期限を超えた日に満了したものとみなす。

(天災その他不可抗力による納入期限の延長)

第6条 乙は、天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないと認めるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による納入期限延長の請求を受けた場合に

において、その理由を正当と認めたときは、その期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(乙の履行遅滞による違約金)

第7条 乙は、その責に帰する理由により納入期限を経過して物件を納入したときは、納入期限の翌日から起算して甲が納入の通知を受けた日までの日数に応じ、納入遅延となった物件の売買契約金に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

(危険負担)

第8条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

第9条 乙は、引渡しを完了した物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合又は契約不適合により物件が毀損した場合は、甲の指示により無償で修理し、又は代替品を納入するものとする。この場合の補償期間は、引渡しを完了した日から1年とする。

(売買代金の支払い)

第10条 乙は、第4条第1項に規定する検査に全部の物件が合格したときは、適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。ただし、全物件の引渡し完了前であって、引渡しを完了した一部の物件について甲が適当と認めたときは、乙は、当該引渡し完了部分に相当する代金の支払いを請求することができる。

できる。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払い金額に政府契約の支払・遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申し出たとき。

（債権債務の相殺）

第 12 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれ

を納入しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 14 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(契約外事項)

第 15 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ
甲乙協議の上、定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 16 条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選
定した第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当
するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の
禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54
号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同
法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）
の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第
1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含
む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第

7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 18 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、委託予定金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法

第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の委託予定金額の100分の10に相当する額のほか、委託予定金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

支出負担行為担当官

林 野 庁 長 官 小坂 善太郎

乙